

船橋市立前原中学校PTA規約

第1章 名称及び目的

- 第1条 この会は、船橋市立前原中学校（以下、本校）PTAと称し、事務局を同校に置く。
- 第2条 この会は、保護者と教師が協力して、家庭、学校及び社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

第2章 活動及び方針

- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- (1)学校、家庭及び地域における、生徒のより良い教育及び生活環境の整備
 - (2)会員相互及び地域との親睦を築く活動
 - (3)会員の教養を高める研修活動
 - (4)その他、目的を達成するために必要な活動
- 第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の内容を活動方針とする。
- (1)生徒の教育及び福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
 - (2)特定の宗教や政党に片寄る活動は行わない。
 - (3)営利を目的とするような活動は行わない。
 - (4)この会又は役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - (5)学校の人事及び管理には干渉しない。

第3章 会員

- 第5条 この会の会員（以下、会員）は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校の教職員とする。
- 第6条 会員は、すべて平等の義務及び権利を持つものとする。
- 第7条 会員は、細則で定める会費を納めるものとする。

第4章 前中サポーター

- 第8条 この会は事務局を設置する。
- 第9条 事務局は次のとおりとする。
- (1)会長 1名
 - (2)会計 3名（内1名は教職員）
 - (3)事務局サポーター 若干名
- 第10条 会長及び会計は、総会において選出、承認される。
- 第11条 会長及び会計の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第5章 事務局の職務

- 第12条 各事務局員の職務は、次のとおりとする。
- (1)会長は、この会を代表し、会務を総括する。
また、総会及び事務局定例会を招集する。
 - (2)会計は、会費及びその他の活動費の出納管理を行う。
 - (3)事務局サポーターは、会の運営をサポートする。

第6章 機関

- 第13条 この会を運営するために、次の機関を置く。
- (1)総会
 - (2)事務局定例会

第7章 総会

- 第14条 総会は、全会員によって構成されるこの会の最高議決機関である。
- 第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は原則として4月に、臨時総会は事務局が必要と認めた時又は会員の10分の1以上の要求があった時に開催される。
- 第16条 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出によって、出席とみなすことができる。
- 第17条 総会の議決は、出席者の過半数の賛成を要する。
- 第18条 総会の議事は、事前に全会員に周知させるような処置を取らなければならない。

第8章 事務局定例会

- 第19条 事務局定例会は、事務局員、校長及び教頭で構成する。
- 第20条 事務局定例会は、総会の議決事項を運営推進し、この会の活動の企画を立案する。

第9章 前中サポーターミーティング

- 第21条 前中サポーターミーティングは、前中サポーター、事務局員、校長及び教頭で構成する。
- 第22条 前中サポーターミーティングは、この会の活動の企画を立案し事務局定例会に図る。

第10章 会計及び会計監査

- 第23条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。
- 第24条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行う。
- 第25条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 第26条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終る。

第11章 会計監査員

- 第27条 この会の会計を監査するため、若干名（内1名は教職員）の会計監査員を置く。
- 第28条 会計監査員は、総会において選出され、役員を兼ねることはできない。
- 第29条 会計監査員は、必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。
- 第30条 会計監査員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第12章 規約の改正及び細則の制定

- 第31条 この規約は、総会において出席者の三分の二以上の賛成によって改正することができる。
- 第32条 この会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて事務局定例会の議決を経て定めることができる

附 則

- この会則は、平成19年4月21日から実施する。
- 平成21年4月25日一部改正
- 平成29年4月22日一部改正
- 令和6年4月20日一部改正

船橋市立前原中学校P T A規約 細則

第1章 会 費

第 1 条 会員は、一世帯につき年額3, 000円の会費を一括で納めるものとする。ただし、会員の申し出により、事務局定例会の承認を受け、会費を減免することができる。

第2章 総 会

第 2 条 年間計画、収支予算の審議決定、事務局員の選出及び会計監査を経た収支決算の承認定期総会において行う。

第 3 条 議事の公平さを期するため、議長を設ける。

第3章 改 正

第 4 条 この細則の改正には、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第 5 条 改正案提出に際しては、総会の7日以上前に各構成員に知らせるものとする。

第 6 条 事務局定例会で改正を行った場合についてはその結果を次期総会に報告しなければならない。

附 則

この細則は平成19年4月21日から実施する。

平成20年4月19日 一部改正

平成23年2月19日 一部改正

令和元年 7月 6日 一部改正

令和4年 4月23日 一部改正

令和6年 4月20日 一部改正